

第8回 大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会 会議録

平成22年3月26日(金) 午後3時30分～午後4時45分
市役所 地下1階 第11 共通会議室

飯田総務担当課長：ただ今から、第8回「大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会」を開催させていただきます。委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。それでは早速ではございますが議事に入りたいと思います。阪井委員長よりお願いいたします。

阪井委員長：それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。本日は、公開といたしております。なお、会議概要の作成やホームページでの公表は、事務局で行っていただくこととし、事前に各委員の確認をとっていただくようお願いいたします。傍聴者は現在のところ2名ということでございます。さて、本日は、見直しの最終年度である平成21年度の最後の委員会ということになります。この委員会は2年間延長するということですが、一応、予定の最終年度の最後ということですので、市からの説明を受けた後に、各委員からのご意見を伺ったうえで、どこかで簡単に総括をしないといけないと思いますので、まだ2年続くわけですが、最後に簡単に総括させていただきたいと思います。それでは見直しの進捗状況について、森田市民局理事からご報告いただきます。

森田市民局理事：それでは私から、ご報告をさせていただきます。前回、2月4日に開かれました、当監理委員会におきましては、平成22年度予算編成の状況や、高校・大学奨学金など、残ってありました課題につきまして見直し内容等をご報告させていただき、委員の皆様からいろいろとご意見をいただいたところであります。その後、見直し内容につきましては会議の要旨とともに公表いたしまして、予算市会においてご議論いただいております。それではまず、前回の監理委員会におきまして、今年度中に方策を確定するとしておりました三つの項目、「高校・大学奨学金」「未利用地等の管理及び駐車場の管理運営」「共同浴場・理髪館」それぞれにつきまして、所管から、処理方策を説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

岡田教育委員会事務局総務部長：教育委員会事務局総務部長の岡田でございます。私から、高等学校等奨学金及び大学奨学金につきまして、ご説明・ご報告申し上げます。高等学校等奨学金・大学奨学金の債権処理方策の方向性につきましては、前回、去る2月4日に開催されました見直し監理委員会におきまして、4つの検討素案をお示しし、ご議論をいただいたところでございます。そちらにおきましては、「全額債務免除とすることは市民の理解を得られないだろう。」とされつつ

も、「市としての反省や責任を明確にしたうえで処理方策を策定するなど、説明責任を果たし、市民の理解を得られるよう努めるべきである。」また、「第2案を進めるとしても、混乱や問題が生じないように、弁護士等とも相談しながら進めるべきである。」など、種々のご意見をいただいたうえで、債権処理方策の方向性といたしましては、各委員の方からは「第2案が妥当である。」というご意見をいただいたところでございます。本市といたしましては、これまでの検討、また、見直し監理委員会でのご意見を踏まえまして、第2案を債権処理方策の基本的な方向性としながら、市会における議論も踏まえ、今年度中に、処理方策の方向性を確定し、早ければ、5月の市会に、条例案についてお諮りしてまいることといたしておりました。

まず、市会における議論について、ご報告申し上げます。この間の市会、文教経済委員会におきまして、3月9日、及び12日の予算委員会におきまして、高校・大学奨学金につきまして、総括的な質疑が行われました。また、3月19日に開催されました文教経済委員会における集中審議におきましては、教育委員会から、高校奨学金の経過・概要・課題、さらに4つの処理方策等につきまして、ご説明申し上げましたうえで、各会派より質疑があったところでございます。「第4案とすべきだ。」とされる会派や、また、「4つの処理案とも不十分であり、もっと遡って方策を立てるべきだ。」とされる会派もございましたが、各会派に共通しておりますのは、過去に対する「反省（猛省）」、さらには「今後の決意」、「市民への説明責任」というところでございます。質疑におきましては、市長、また、教育長等から、「市会の議決も経ずに、市の内部規定である要領により返還免除としてきたことにつきましては、議会及び市民の皆様のご信頼を損なう重大な問題であり、深くお詫び申し上げます。」また、「今後このようなことが二度とないよう、組織全体として意識改革を進め、処理方策が確定した後は、その方策に基づき、透明性・公平性・公正性を確保し、適切に債権管理・債権回収に取り組んでまいります。」など、ご答弁申し上げたところでございます。市会における議論の概要は以上の通りでございます。

本市といたしましては、京都市における償還補助金を巡る住民訴訟の判決趣旨も参考といたしまして、これまでの検討や見直し監理委員会及び市会でのご議論も踏まえ、第2案を債権処理方策の方向性として確定してまいりたいと考えております。なお、この第2案といたしました場合、高校・大学奨学金を合わせた返還免除額、並びに返還請求額は、次のようになります。まず、平成13年度以前から継続して、償還補助対象となっておられて、引続き返還免除となっておられた方、今後、改めて返還免除とする方につきましては、高校・大学合わせて延べ1356人、10億2656万円となります。また、平成14年度以降に新たに返還免除となっておられた方で、今回、改めて返還請求していくこととなる借受人の方は、186人、3億3880万円となっているところでございます。なお、ただいま申し上げました人数及び金額につきましては、卒業当時の

審査に基づくものでございますので、その後の所得状況によりましては、増減が生じる見込みですので、あくまで参考数字でございます。

今後の具体的な取組みの進め方等につきましては、第2案を債権処理方策の方向性として確定しました後は、具体の処理策につきまして、詳細を決定し、早ければ、5月市会におきまして、条例案についてお諮りしてまいりたいと考えております。さらに、この条例案の提出時、あるいは、可決後になるかもしれませんが、市長の記者会見や本市のホームページ、また、市政だよりなどで、しっかりと情報提供してまいるなど、市民への説明責任を果たしてまいりたいと考えているところでございます。また、借受者の皆様に対しましても、丁寧にご説明を申しあげながら、返還免除や、また、返還請求に關します手続きをお取りいただくことなどにつきまして、ご理解とご協力をお願いしてまいりますとともに、適切かつ確実に、債権管理・債権回収に取り組んでまいりたいと考えております。私からの説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

林人権室長：市民局人権室長の林でございます。私からは、未利用地等の管理及び駐車場の管理運営につきまして、お手元の、資料4に基づきまして、ご説明をさせていただきます。これまで、人権協会へ管理委託してきたもののうち、前回の委員会までに処理方策を明確にできておりませんでした、残る「駐車場として運営しているものを含む未利用地等」につきまして、その処理方策を確定させましたので、本日ご報告させていただきたいと思っております。この駐車場などの未利用地等につきましては、「市有地を利用した駐車場の今後の方向性について」という方針、これは平成19年2月に策定されております。これに基づきまして、平成23年度までに処分することを目標とする土地や、事業化が見込まれる土地、これにつきましては、それまでの間、暫定措置といたしまして、従前契約している団体に引続き管理委託契約を継続できるとされておりましたことから、この間、人権協会に管理委託を継続してきたものでございます。これらにつきましては、前回の委員会で基本的には、大きな仕分けと申しますか、売却するもの、また、事業化または売却として検討を進めるもの、今しばらく駐車場として暫定利用するものと、こういった大きく三つの区分に仕分けをしていきたいという方向性をご説明させていただきましたが、具体のそれぞれの該当する件数でありますとか、処理方策、これにつきまして、まだ、確定しておりませんでしたので、本日、それについてご説明させていただきます。

お手元資料の上段の表でございますが、左側には、それぞれの区分・現況ごとの件数をあげております。そして右側には、今申しあげました三つの区分ごとの件数をまとめさせていただきましたのでご参照いただきたいと思います。

なお、今後の具体の方向性でございますが、中段から下に三つに分けて記載しております。まず、①「売却」することといたしました23箇所ございま

すが、これにつきましては、多くが本市の「未利用地活用方針」において平成22年度までに処分することを目標とする、いわゆる中期処分に位置付けられておりますことから、土地の売却に向けて隣接地との境界確定など、いわゆる商品化に向けた作業を進めまして、原則といたしまして平成23年3月までの売却を目指すこととしたいと考えております。なお、人権協会への駐車場等として現在、管理委託しておりますものにつきましては、そういった売却の手続きに支障のない時期まで継続したいと考えております。また、②でございます。

「事業化または売却」することとしたいといった15箇所につきましては、人権協会への管理委託は平成22年度末までといたしまして、23年度からは事業化または売却の手続きの作業に入っていきたいと考えております。最後に、③でございます。「駐車場として暫定利用」することとした6箇所。これは、基本的には売却の方向で処理を進めていきたいと考えておりますが、公図が混乱しているなど土地の商品化に時間を要するもの、いわゆる商品化の目途が立つまでは今しばらく時間がかかるということから、駐車場として暫定利用を行ないながら有効活用を図ることとしたいと考えております。ただし、人権協会への管理委託は平成22年度までといたしまして、23年度からは、駐車場の事業者を22年度中に実施予定としております、土地の一時貸付けによりまず一般競争入札により選定したいと考えております。

以上のように、処理方策を確定いたしまして、見直しを完了させたところでございますので、今後は、ただ今ご説明をさせていただきました、それぞれのスケジュールに基づいて着実に作業を進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

山田健康福祉局理事兼生活福祉部長：健康福祉局理事兼生活福祉部長の山田でございます。

お手元の資料5に沿いまして、共同浴場等に係る市有財産の有償化についてご説明を申しあげます。共同浴場は、これまでもご説明いたしましたとおり、昭和43年の大阪市同和対策審議会答申におきまして「1地区1施設以上設置するよう努力すること」とされ、同和対策事業特別措置法等に基づく国の補助制度も活用しながら市の直接整備により24箇所を設置いたしまして、平成13年度末の地対財特法の期限までは高齢者等の入浴助成等による運営補助も実施してまいりました。一方で、共同浴場の自主運営に向けた取組みも進めまして、建替え等の整備補助を実施しながら統廃合を進めますとともに、平成14年度からは16年度までの3年間に限定いたしまして、運営を安定化させるための運営補助をサンセット事業として実施し、段階的に運営補助を縮小して自立した運営を促してきたところでございます。その後、平成18年の「調査・監理委員会の提言」及び「事業等の見直し方針」に基づきまして、有償化の取組みを進めてまいりました。

現在、共同浴場の現状としましては、ほとんどが本市の土地の上に地元財産

の浴場建物が設置されているという形になっておりますが、資料に記載いたしておりますとおり、有償化の処理方策といたしましては、本市の施策で整備してまいりました共同浴場は、施設の形態として地域の保健衛生に寄与する効用がございますので、その機能の円滑な継続を図るため、法人化された運営主体に対しまして、共同浴場の運営に用途を指定して、土地等を随意契約により売却または賃貸してまいりたいと考えており、こうした有償化の方針及び売却価格や賃料などの基本的条件につきましては、「大阪市財産運用委員会市有地処分促進等検討部会有識者会議」への諮問等を行いまして、考え方を整理したうえで、各運営主体への説明を行ってまいりました。有償化の基本的条件でございますけれども、売却の場合は、共同浴場としての用途指定期間は本市の通常の場合にならぬ契約後5年間とし、土地の売却価格については、更地価格とすることで整理いたしました。特に売却価格につきましては、本市の施策として共同浴場を整備してきたことや堅固な建物の設置を前提とした土地の無償貸借を更新してきたこと、また経営の厳しい浴場運営の用途指定を行うことなどが主な検討課題となりましたが、土地の最大有効使用を図る観点から、あくまでも更地価格を求めていくことが確認されております。土地の賃貸につきましても、こうした土地の価格を基本として賃借料を積算し、そのうえで本市の基準に基づく減免制度もございますので、これに該当する場合には、適用を図ってまいりたいと考えております。保証金につきましては、基本的に、保証人を立ててもらったうえで月額賃料の3ヵ月分相当額とすることで整理いたしました。

なお、理髪館につきましても、賃貸、有償貸付けといたしております。状況をみた場合、廃止も含め検討していく必要があると考えております。

以上ご説明いたしましたとおり、有償化の処理方策を整理いたしまして、前回2月4日の見直し監理委員会以降、再度、各運営主体に説明してまいりました結果、この資料の真ん中にありますように、有償化予定として整理するものが12箇所、その内訳といたしましては、有償譲渡の方向で3箇所、有償貸付けの方向で9箇所を確認いたしております。また、経営の見通しが厳しく有償化の方向を明確に確認できていないところが2箇所ございます。現状におきましては、現行の運営主体による有償化は困難であると考えております。このため、利用廃止の方向で検討しなければならないと考えますが、その際には、浴場建物の活用方策も含め検討する必要があると考えております。

今後の対応でございますが、処理方策に基づいて作業を進めてまいりる所存でございます。有償譲渡につきましては、土地の整理・商品化の作業や大阪市不動産評価審議会への諮問を順次行っているところであり、引続き作業を進めますとともに、運営主体におきましても法人化に伴う浴場建物の移転手続などが残っているところもございますので、準備が整い次第、実施してまいりたいと考えております。目処といたしましては、年内に売却を完了してまいりたいと考えております。一方、有償貸付けにつきましても、今申しあげました法人

化に伴う浴場建物の移転手続や貸付面積の精査等を行う必要のあるところがございます。賃借料の確定や保証人の審査などの事務手続も進めてまいります。各運営主体には契約の基本的な内容と実施時期の目処を提示しておりますので、有償化の開始は平成22年4月からとする予定でございます。また、現行の運営主体による有償化が困難な共同浴場に関してでございますけれども、前回の委員会におきまして、こうした状況が生じる可能性と対応の見通しについてご指摘を受けておりましたが、先ほどご説明しましたとおり、方向性としては、有償化に移行できない限り、利用廃止ということを基本として検討しなければならないと考えております。一方で、浴場建物は本市の施策として整備してきた経過もございます。現に利用されている地域住民の方々もおられますので、丁寧に対応していく必要もあると考えておまして、浴場建物の有効的な活用方策を含めて検討しまして、平成22年度のできる限り早い段階に考え方と見通しについて整理してまいりたいと考えております。どうぞ、よろしくお願いたします。説明は以上でございます。

阪井委員長：「高校・大学奨学金の処理方策」「未利用地等の管理及び駐車場の管理運営」「共同浴場・理髪館」について今ご説明いただいたわけですが、何かご質問ございますか。細見副委員長。

細見副委員長：順番が前後するかもわかりませんが、まず一つは、資料5の共同浴場について。有償譲渡で、用途指定をして5年は共同浴場でやっていくということで売却するということですね。用途指定で売却するということですね。

山田健康福祉局理事兼生活福祉部長：売却の場合、有償譲渡についてはその辺の期限を守っていただくということをお願いしたいと考えております。それから、有償貸付けにつきましては、引き続き共同浴場として活用していただくということで。ただ、有償貸付けにつきましては、その建物の老朽の度合い等出てまいりまして、その時点で判断という状況が出てくると思いますけれども。

細見副委員長：それで売却価格は、更地価格ということですね。この価格設定の考え方について、もう少しわかりやすく説明をお願いします。

西端地域福祉支援担当課長：その土地の上に、実際に堅固な共同浴場が建っておりますので、その状況を踏まえて土地の価格を評価することになりますと、共同浴場自体は一般的な市場で言いましたら、あまりこれから経営が芳しくない産業でございますので、そのためにしか使われないような建物が上に乗ってますと、土地の価格は評価が低くなるんですね。そういうふうな評価をするのではなくて、あくまでも更地ということで、自由に使えますので本当に最大の価格設定になっ

ていくんですけれども。そういった観点から評価するというところでございます。

細見副委員長：ということは、買う人はそれだけの金額を積まないといけないということですね。市にとっては更地価格で売るというこういうことですが、そういう売却の方法というのは、一般の市の有償譲渡の場合と同じということでもいいんですか。

西端地域福祉支援担当課長：いろいろなケースがあるかと思えますけれども、この共同浴場の売却・有償化にあたりましては、先ほどの説明の中でもありましたが、財産運用委員会の中での有識者会議でどういった形で進めていったらいいかということでご論議いただきまして、その中で提示された内容、それに基づいて進めているというところでございます。

細見副委員長：それともう一つですが、有償貸付けの場合でも、減免措置などを考えているというお話でしたけども、そういうことも他のものと同じ考え方でやっていくということでもいいんでしょうか。

西端地域福祉支援担当課長：減免の制度、基準が大阪市の制度としてございますので、それに基づいて、適用を図っていくということでございます。この共同浴場のために新たな考え方を作ってとか、そういうことではございません。

細見副委員長：有償化予定ということで12箇所、そして、廃止が2箇所ということで話し合いが進んでいるということですが、この2箇所について、話し合いの中で、廃止になった理由とか、現状認識は、どういうところで一致を見たんでしょうか。

西端地域福祉支援担当課長：この有償化の方針につきましては、私どもが各運営主体に対して、その方向性や具体的なことが整理されましてから、説明等を進めてきたんですけれども、有償化についてやはり難しいというふうに判断されているところは、現時点での経営がかなり厳しい状況にあると、その中でさらに賃料などを払っていくと、経営の収支の見通し、運営の継続性が立たないというところが一番大きな内容でございます。

阪井委員長：では共同浴場・理髪館について説明いただいたことについて、松下委員、小野委員、何か他にございませんか。細見先生よろしいですか、共同浴場等については。

細見副委員長：私が思いましたのは、いろいろな方策があるけれども、それが公正な立場で行われるということ、これはしっかりと肝に命じてやっていただきたい。そし

て、後でも、この見直し監理委員会の反省会があると思うのですが、公正性の確保と情報公開、その二つをいつも念頭においてやっていただくと。そういう意味で、様々な対応策が14箇所それぞれにとられるわけですが、それが全て公正な観点から行われるということをお願いしたいです。

もう一つは、共同浴場の従来の設置の趣旨が、お風呂がないところにサービスを提供するということではあったんですけども、今では経営的に成り立っていないという現実があると思うんです。運営主体の方と話し合われて、利用廃止の決定が出るということも、評価すべき動きではないかなと思います。なかなかうまく言えないですけども、浴場を設置するという当初の趣旨はしっかりと果たされたけれども、これからは、財政負担をかけないでどのようにうまくやっていくのかという発想に切り替えていくということが必要だと思います。

山田健康福祉局理事兼生活福祉部長：総括的に言いますと、特別扱いをしないというのが原則であると、これは肝に命じております。共同浴場が地区において立ち上がった経過の中では、その時代、20年、30年前には歴然とした差別もございまして、地区のお年寄りが一般地区のお風呂に入れてもらえなかった、というような状況がある中での整備を進めてきました。先ほど申しあげましたように、地対財特法の期限のうち、運営補助もしておりまして、ソフトのほうで特別な支援をしておったということもございます。運営の方の支援は、法期限後に段階的経過措置を経て廃止をいたしましたし、今回の有償化につきましても、本市の基本的なルールに沿って譲渡、あるいは貸付けをするということで、例外的な制度を作るとかということは一切いたしておりませんので、本市の制度に基づいて然るべき機関にお諮りをして、方向性を定めて、それに沿って粛々と進めていくと。その際に先ほど委員からございましたように、結果として利用廃止ということもありということで、地域にも理解をいただきたいと思っております。

阪井委員長：高校・大学奨学金の処理方策については、前回の当委員会の意見も踏まえて処理されるという方向になっていますが、これについて何か質問はございませんか。

細見副委員長：前回、第2案でいいのではないかとというようなことを言っていたんですけど、その際、松下委員が、その回収等にかかる経費を客観的に見たら、市の行政経費は高くなるのではないかとこの考えを少しおっしゃいましたので、それも市民はどのように思うだろうかとこのことが気がかりです。請求金額は見込みで約3億ですが、費用対効果という観点から見るのか、あるいは従来の奨学金の趣旨から見るのかということで、果たして第2案でいいのかなと思ったので、松下委員にもお聞きしたいなと思っております。

松下委員：私が前回のときに申しあげましたのは、基本的に全額返してもらうというのが基本でしょうが、これまでのいきさつを考えますと、借りている人がこれはもう返さなくてもいいという意識でおられると。極端に言うと、両方分かると。それをどういうふうにしていくかと。京都市の問題もありますし、これまでやってきました行政の裁量の問題もあります。それらを斟酌しますと、ベストな案はあまりないんじゃないかと。そうするとベターな案としては、やはり2案でいかざるを得ないんじゃないかということで、2案に賛成をしたんですけれども。

今後、条例案を作って、実際にやっていかれるんでしょうけども、担当される方は大変だと思うんです。それを考えますと、これをやる行政の費用の負担も、債権管理・回収にかける行政負担、それと担当者の心理的負担、これも考えますと大変な状況になるだろうなと思います。

また、一方で債務者の方も、今までいいと言ってくれたんじゃないかと。これでひっくり返るのかと。行政に対する不満、不信というのが現場で出てきて、そこでトラブルになりかねないということもあるかと思しますので、この辺は非常に難しいこれからの行政運営であると思うんですね。2案でいくとしても、その辺をよくくんでいかないといけないのかなと。それでは2案でなくてどれでいくのかというと、それでもいろいろな問題も出てきますので、私はこの2案でいくしかないのではないかという感じがしています。

そこで、具体的な処理策、債権管理、債権回収についての処理策をいろいろ今後詰めていくかと思しますが、当たり前のことですけど結果をあせらずに、プロセス重視で、よく相手の方に説明をして理解を得て、そして回収をしていく。それからもう一つは、債務者の中身、これまでの経過がいろいろありますので、その辺はまた、不公平が出ないようにしっかりする必要がある。それから、一番大事なことなんですが、これまでの事案の反省も踏まえまして、やはり担当者任せにしないということ。担当者任せにしていきますと、担当者も本当に苦勞して、その挙句にコンプライアンスに反することまで、前にありましたけれども、自分のポケットから出して払ってしまうとかですね、そのようなことが無きにしもあらずという心配も出てきますので、やはり組織的によく管理して。

私も府警におりました時に組織犯罪対策のことをやってきております。この組織犯罪を止めるには、一人にしない、一人にさせないというのが基本ですね。それを一人にしていきますと、取り込まれてしまう。あるいは向こうに負けて大金を自分のふところから出して補填するとかですね、本当に気の毒なことになってしまいかねませんので、その辺はよく組織的な管理をしていただければなど。

先ほど細見委員がおっしゃいましたが、公正性、透明性というのがありますが、コンプライアンスが基本にありますので、その辺を考えながら、プロセスを大事にやっていただければなと思います。私はやはり2案がベターかなと考えております。これでよろしいでしょうか。

阪井委員長：それでは奨学金の処理方針についてはよろしいですか。最後に「未利用地等の管理及び駐車場の管理運営」についての説明に関して、何かございますか。

細見副委員長：この資料4で、100㎡以上、100㎡未満という形で土地があつて、計44箇所それぞれについて全て処理方針が決まっているということで、これはこれで評価ができると思うんです。お聞きしたいのは、①の「売却」というのが、100㎡以上が21箇所と、100㎡未満2箇所ということで、売却するために境界線の策定とか、売れるための処理をして売却するということだと理解しているんですが、全てのものについて、そういう作業が、割とスムーズにできるのか、あるいは長引くものがあるのかと。この現状、23箇所についてももう少し細かい説明なり、課題があるのかどうか。

また、②は「事業化または売却」となっているんですけど、事業化という場合にはどういうことが想定されているのか、駐車場だけなのか、あるいは事業化が想定できないものは売却ということなのか、事業化と売却の間にはかなり違いがあるように思うんですけども、具体的にお聞きしたいと。

それから、③の暫定利用については、これは期限が切れたら売却ですかね。その辺の見通しといたしますか、現状を少し教えてください。

林人権室長：まず一点目の、商品化ということでございますが、おっしゃる通り、土地を売却するためには、一定そういった境界確定などを行って、土地を売れる状態にする、いわゆる商品にする必要があります。通常は財産管理という日常の管理から、測量であるとか、日ごろの維持管理はしております。ただ、ここにあがっている土地については、昭和40年代ぐらいから、いわゆる地域改善というような目的で先行買収していったような経過がございますので、一部土地取得を優先、先行させるということで、現状有姿で公簿買収をしているというケースもございますので、いざ土地をじっくり調べてみると公図が混乱しているという状況があったりして、そういった部分について改めて、その調査をする中で、事前の土地の整理作業を必要とするものについては、すぐになかなか商品化できないというようなことで、それが③の6件のなお暫定的にしばらく駐車場にしようという土地です。したがって、①の23件につきましては、ある程度境界確定までは、できると踏んでいるものでございます。ただ、隣接の土地が私有地で、相続などで権利が輻輳しているような場合は、次のステップに入ったときに意外と手間取るということは出てまいるかもしれません。そういったものについては、23件のうちいくつかは、③の6件と同じような取り扱いにならざるを得ないものも出てくるかもしれませんが、今のところ、23件と6件の違いはそういった違いであるというふうにご理解いただきたいと思います。

二点目の「事業化または売却」についてでございますが、ここにあがっている15件につきましては、住宅関係の用地でございます。当初、住宅の建設、もし

くは住宅建設に関わっての関連用地ということから、用地を取得していったという経過がございます。ここに書いている事業化と売却の違いについてでございますが、今その土地を使って新たに住宅を建てていくということはないとは思いますが、建て替えの際にその土地を広場として広げていったりとか、市営住宅を拡張して入居者が増えた場合に、住宅付帯の駐車場用地として使うというようなケースも考えられます。また、そういった吟味をしたときに実際のところ、事業化の目途が立たないというときは、持っていても仕方がないので売却ということになるんですけども、国の補助金などが入っている場合は、単純にそれを売れない。売却をしてしまいますとその補助金を返還しないといけないというような問題が出てきますので、国でありますとか、所管官庁との事前の協議などをして、売却ができるかというようなことで、いろいろ協議する時間がかかるということから、現状ではそのような対応としております。

三点目の暫定利用の期間につきましては、その商品化できるまでの間ということでございます。とりあえず1年更新ぐらいのイメージをしております。駐車場として暫定的に活用することは、当然その駐車場をお使いになる方もおられるということでございますので、あまり短い期間にその駐車場を閉鎖するので出て行ってくださいということもなかなか不合理だということもございますので、ある程度1年ぐらいのスパンで商品化に向けた作業を進めて、商品化ができると判断した際には、駐車場としての契約を更新せず、同じように売却作業に入っていくというようなイメージを持っております。以上です。

細見副委員長：土地の売却は、昨今の状況ですので苦労しているということですね。この場合、数は少ないんですけども、大阪市の担当セクションの人たちが、そういうことを全部やっておられるということですか。

林人権室長：土地の管理はそれぞれの所管局で、いわゆる商品化まではそれぞれの所管局できっちりとやっていく。ただ、売却になりますと、本市の契約規則では、不動産の売却につきましては、一部単独でできる局もあるんですけども、通常は、市長部局につきましては、契約管財局に売却の依頼をするという形になっています。一応、契約管財局で一定の時期を決めて、公告をいたしまして、一般競争入札という形でやられておりますので、そのスケジュールに乗せてという形になるかと思えます。

細見副委員長：先行取得した土地をどのように活性化するかということでは、付加価値が上がるようなまちづくりの視点が大切ではないでしょうか。最近、住みやすいとか、公園など公共財がよいといった価値基準が高まっています。住民の意識と離れるようなまちづくりであっては困りますので、まちの付加価値を高めるというような形も入れながら活用方策を考えていただければ。値段ばかりではないと。

なかなか難しいところですけども、そういう新しい発想で兼ね合いを考えていただきたいと思います。

林人権室長：なかなか活性化につながるということで売却をするのは、条件的に難しい。例えば住宅を誘致するとか、用途指定売却ですね、一定の条件をつける。そういったいろんなバリエーションがあるかと思います。ですから、面積の大きいところ、小さいところ、いろいろございますので、あまり小さな所でございますと、一般の居宅とか、そういった所で利用されるのが一番望ましい。その場合、あまり条件をつけずに売却をすることになります。ですから、今、細見委員のおっしゃったように、ある程度売却を進める中で、今こんな経済情勢ですので、なかなか一朝一夕に売れないということもございます。また、そういった空き地がずっとあるというような状況で、やっぱりまちづくりの観点でどうかという議論もございます。そのあたりは契約管財局が売却事案をお持ちですので、いろいろご相談もさせていただけたらと思います。お話を進める中でそういったことも検討・議論していきたい。そういったご提案も重々頭に入れて今後の事務処理を進めていくので、何卒、よろしくお願ひしたいと思います。

細見副委員長：バルクセールみたいなことをやると、いつまで経っても売れ残ってしまうという話もありますので、そういう反省も踏まえて、個々に知恵を出していくのがいいのではないのでしょうか。

林人権室長：売却してなかなか売れないということであれば、貸付けといった手法に切り替えることもまちづくりの観点からはあるのかなと思います。そういったバリエーションを持ちながら、検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

阪井委員長：小野委員よろしいですか。

小野委員：最後に貸付けというお話が出たんですけども、貸付けということになると市の関与、管理が発生してきますが、これは他にも管理部門があると思うんですけども、余計な管理業務が発生するという観点で好ましくないという発想はないのでしょうか。

林人権室長：先ほどの売却につきましては契約管財局で一括でやっているケースが多いんですが、貸付けに関しましては、従来からあまり一般競争入札というようなことは、本市ではやっていなくて、ある程度、随契理由が成り立つものについて行われてきており、契約規則上も不動産の貸付けについては基本的には、それぞれの所管局でできるという形になっています。これはやはりいろんなそれぞれの施策

に合致するような貸付けというものがあるということですが、今おっしゃったように、基本的には売却をベースに考えております。ただ、やはり入札にかけましても不調になっているケースもたくさん出てきておりますので、なかなか新規に土地を購入して新たに事業をしていくというようなところは、今しばらくは難しいということであれば、有効活用という観点で貸付けも検討しています。現状では売却困難な物件については貸付けというようなことですが、入札不調になった、いわゆる不落物件を貸付けということでどうかという検討も今、始められております。ただ、今おっしゃったように経費がかかるということですが、貸付けした結果、結局持ち出しが多いというようなことになると、なかなか難しい。今考えておりますのが、不動産鑑定士にそういった貸付けをした場合に、需要があるかどうかという意見を一旦聞いた上で、貸付けするかどうかの判断をしようかという、そういった方針も検討されていると契約管財局から聞いておりますので、そういった中で貸付けと売却とをいろいろ考えていきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

阪井委員長：他にはございませんか。

小野委員：今年度末で今回、最終になります。今後のこの事業はどうなったかということや定期的に点検していくということをお聞きしているんですが、その点検作業においては、何をどう見ていくことになるんですかね。そのところを、先にお聞きしておきたいんですけども。

森田市民局理事：この間、見直しの方針を立てた段階で、先ほどからお話に出ております、透明性、公平性、公正性の観点でそれぞれの事業の見直しを行ってまいりました。特に残っておりますというふうに申しあげております、今回の3件は、具体的に措置が進んでいない、方策を立てた段階ですので、これらが具体的な取り扱いを進める中身を点検いただくということになります。奨学金につきましては、この第2案で進めますと、条例で債権免除の部分の承認をいただく必要性もございまして、当事者であります回収の対象となる方々に対しては、その債権回収についての説明なりをしていくこととなります。具体的なものは改めて制度設計をしてお示しをしたいと思いますし、それに基づいて適切、公平、公正に、それが進められているかどうかを適宜、点検いただけたらと考えております。

小野委員：それでお聞きするんですが、奨学金の関係は条例化されるということなので、それがひとつの基準になるから、明快にそれに沿った点検ができると思んですが、そうすると共同浴場や未利用地の処理の問題については、ここで一応方針は出ているんですが、例えば期限をここまでにするというか、ロードマップっていうんですかね、一定の作業基準というのか、時間的なものも含めたものがどういうふ

うになるのか、それに照らして我々がどう見ていくのかというところが、少し分からなかったものですから、そこをお聞きしたいです。

山田健康福祉局理事兼生活福祉部長：先ほどもお答えいたしましたけれども、有償貸付け、有償譲渡につきましては、手続的なことがございます。これは年内には売却を完了したいと思っておりますし、有償貸付けに関しましても保証人の審査等の手続きもございますけれども、全力で取り組みまして、開始は平成22年の4月から有償化してまいりたいと考えております。それから、残される2箇所につきましても引き続き調整をいたしまして、これについてはできるだけ早くというお答えをさせていただきましたけれども、結果をお示ししたいと思っておりますので、有償譲渡、有償貸付け、それから課題の残っている2箇所というふうに分かれると思います。そういうロードマップと申しますか、日程で取り組んでいきたいと思っておりますし、その都度ご報告をさせていただくことになるかと思っております。

林人権室長：未利用地につきましては、売却の23件につきましては、ほとんどが22年度中の処分というような目標設定がされております。年間通じて数回売却できる機会がございますので、基本的には駐車場として暫定利用する6件とあわせて、年度末ぐらいに23件中、何件が売れたとか、6件のうち事業者がこことここになったとか、そういったご報告になってくるのかなと思います。あるいは、23件のうち先ほども申しましたように、商品化が若干当初の予定よりずれ込むものも出てくる、そういったことも合わせて23年度にずれ込んで売却するものが何件出てまいりました、というような経過的なご報告になるのかなと思います。「事業化または売却」15件につきましては、基本的に事業化になるものが何件、売却にいたるものが何件かと、また、売却するものに関しては、いつ売却するかというスケジュールをご提示するといったようなことで、その都度ばらばらという形ではなくて、ある程度、年度の終わりのほうにとか、そういったタイミングを見計らって進捗状況をご報告させていただくというようなことになるかと考えております。

阪井委員長：他にはございませんか。

細見副委員長：今、小野委員がおっしゃったように、期限を切って報告をしていただくということで、私たちがお手伝いできるのであればそれはそれでいいと思います。工場アパートであるとか、活性化と連動するようなところというのは、この委員会の一員になったいきさつ上、皆さんでいい知恵を出し合いながら、活性化のために見届けていきたいなと思います。

阪井委員長：それではご説明いただいた3項目につきましても、見直し方針で定めた内容

については見直しを完了したと、このように考えてよろしいですか。では、森田理事、お願いします。

森田市民局理事：ありがとうございました。今回、今年度最後というふうにご考えておりますし、この3年間、見直し方針に沿った形での方策をそれぞれ立てまして、具体的に見直しを進めてまいりました。お手元の資料1、資料2がその全容であります。資料1は総括的な形でデジタル化してまとめたものでございます。資料2はそれぞれの具体的な見直し結果の内容を記載しているものであります。個々の説明は時間の関係で省略をさせていただきますが、おかげをもちまして、全項目につきまして見直しを終えることとなりました。

ただ、先ほどの3点にもございましたが、債権回収等、引き続き取り組む必要があるもの、これは残りますので、今後もこの委員会を存置いただきまして、適宜、点検をいただくということで引き続きお力添えを賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、1点、健康福祉局の方から、この資料1、資料2に関わりまして、一部補足説明をしたい部分がありますので、少しお時間をいただきたいと思っております。

山口健康福祉局高齢者施策部長：健康福祉局高齢者施策部長の山口でございます。資料2の11ページの補助金・分担金の3番でございます。「飛鳥老人福祉センター建設借入金償還補助」という項がございますが、これにつきましては、調査・監理委員会のまとめにおきまして、お認めいただいていたものでございますけれども、平成22年度から人権文化センター、もと青少年会館、もと地域老人福祉センターの3施設の統合ということで、市民交流センターが新たに設置されることになりました。このことを受けまして、総合的に勘案いたしました結果、法人が当借入金につきまして繰り上げ償還することを認めまして、その機能を継続することを条件といたしまして、当償還補助の整理を図ることとしたところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

阪井委員長：一応、全項目について、見直しが完了したということで、全般的なことで結構ですので、委員の皆様から何かご質問なりご意見がございましたら、どうぞ言っていただけますか。全般的な総括ということで。

細見副委員長：資料1を拝見したとき、掲載された全事業について検討がなされ、資料2で、全て二重丸になっておりました。3年は、長いようでも短いようでもあり、ともかくよくやっていただいたなというのが第一印象です。ただ振り返ってみますと、この3年間で苦しんだ人もいたし、様々な事件もありました。担当を変えられた人もいらっしゃったと思っております。

一番初めに、第1回の調査・監理委員会の時に、公正であること、平等、公平

とか大切なキーワードを議論したことがあります。中でも一番大切なのは、公正性と、情報公開だと。私も絶えずこの言葉に戻りました。また、事業を廃止していく、いわば切るということは、何のために行うのかということも絶えず自問自答すべきことでした。措置法の期限は終わったけれども意識変革はできていなくて、結果として部落問題の解決に寄与することがなかなかできなかったということですから、見直し作業は、この人権課題を解決する一歩にしたいという初心に戻るように心掛けました。私たちが一生懸命考えることが一歩になるんだと。この3年間の実践というのは、行政がしっかりと課題に立ち向かった結果であり、この教訓が継承されることを、是非お願いしたいと思います。私自身も、大変勉強をさせていただきました。

小野委員：私は、細見先生のように現場を詳しく存じあげているわけではなくて、総論的な議論しかついていけなかったのですが、結果を見て、正直なところ非常に驚いているというか、よくここまでなされたというふうに思っています。これだけのことをされるについては、現場では様々なご苦勞もあったでしょうし、言うに言われない犠牲者も出たかもしれない。いろいろなことがあったと推測をいたしますが、これはどんな問題でもそうですけど、道筋を決めて粛々と進める。そこで公平・公正を守りながら、今回の場合は透明性というのを大事にしながら進めると。こういう作業というのは、ある程度長年続いた事業を洗い直す際には必ずしないといけないことだと思いますし、これからも発生することだと思うんですが、大阪市が今回、なかなか困難な課題に対してここまでしたということは、一市民ではありませんが大阪市で働く者として、市に対する信頼を少し厚くしたところでございます。今後、引き続きお手伝いをするようになりますが、ご健闘を祈っております。長い間どうもご苦勞様でした。ありがとうございました。

松下委員：私も、皆さんおっしゃるように本当に現場ではご苦勞あったと思いますが、ここまでよくやっていただいたと思います。私も長年、白か黒かで判断する仕事をしていまして、わりと簡単だったんですけども、改めて今回こういうことに携わらせていただいて、行政というのは本当に難しいなと。理屈だけでなく情も考えないと、裁量も考えないといけないということで難しいなということを改めて実感しましたが、そういう中でこういう事業の見直しの結果が、ここまで出たことに、敬意を表したいと思います。今回これで終わりですが、2年間延長ということで、やはり現場があって、相手があることでもありますので、見直しで一応決着が付いたものがほとんどですが、今のところ現場で問題がないとは聞いていますが、問題があったということもできれば教えていただいて、知恵が出るかどうか分かりませんが、一緒に悩みができればなと考えております。どうぞよろしく願いいたします。ご苦勞さまでした。

阪井委員長：奨学金の回収など、今後とも継続して取り組まれるということで、この委員会は2年間延長して存続するということになったわけですが、私としては、この3月で終わりかなと思っていたわけですが、3年4か月経過して、どこかで総括しなければいけないなどは考えておりました。關市長の下で、平成18年11月に見直し方針が策定されて、同時にこの委員会を設置されて3年4か月、ずいぶん長かったという気がするんですけども、長いようで短いと複雑な心境なんですけれども、その間、私たち委員は市民の目線というのですか、その進捗状況について検証して、細見副委員長のように精力的に意見を申しあげていただき、大阪市はそういう意見もくみ上げられて、この方針の着実な実行に精力的に努められたということは皆さんの一致するところでございます。その過程においては様々な問題もありましたが、初期の目的については全体として達成されたと言えるのではないかというふうに思っております。

大変なご苦勞だったでしょうけれども、こういう貴重な教訓を今後の市政全般に生かしていただきたいと思っております。見直しは全部完了したわけですが、奨学金の回収などは今後も継続して取り組んでいかななくてはならないことです。委員からも出ていましたけれども、市民に情報公開をして厳正に取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、これは所管外のこともかもしれませんが、国政を見てもお分りの通り、行政に対する国民、あるいは市民の目はまことに厳しいものがございまして。大阪府はいろいろと新聞をにぎわしているようでございまして、二度と同じような問題を起こさないためにも、今後もあらゆる施策・事業については、随時、不断に点検・精査を行って、見直すべきものは英断を持って見直され、同時に透明性、公平性、公正性を確保して、今後も適正な行政運営に努めていただきたいと思っております。以上をもって総括とさせていただきます。

森田市民局理事：どうもありがとうございました。ただいまの委員長からのお言葉や、また、各委員からいただいた貴重なご意見、ご提言を踏まえまして、今後とも適切な行政運営に取り組んでまいりたいと思っております。委員のお言葉にもありましたが、調査・監理委員会から引き続いてこの監理委員会での委員の仕事をお願いしてまいりました。この間、私どももそれぞれの局でそれなりの努力はしてきておるつもりであります。この間、いろいろと不祥事を含め市としては、なかなか信頼の回復が十分できているのか、またそれは後ずさりしているのか辛い部分があるわけではあります。この地対財特法期限後の事業等の見直しにつきましては方針に基づく作業を着々と進めてきたつもりであります。債権回収など、確かに今後とも丁寧な取扱いをしなければ、また、ご迷惑をおかけするようなことが生じる可能性がありますので、それぞれの体制をきっちりとり、また制度設計にあたりましてはきちんと情報公開をして、市民の皆様方にきちんとご説明をしたうえで、理解を得たうえで進めるよう、それ

ぞれ努力してまいりたいと思っております。本当にありがとうございました。
改めて厚く御礼を申しあげ、私の最終のご挨拶に代えさせていただきたいと思
います。本当にありがとうございました。

飯田総務担当課長：どうもありがとうございました。以上で本日、予定しておりました議
事は全て終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。